

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（二件）

番号	件名	提出者	予備送本院へ	参議院	衆議院
16	5	内閣総理大臣その他の国務大臣の資産の公開に関する法律案	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案	議院運営委員長	(月日)
	外和田一仁君 (五二三)	(五六、三四四)	五八、三四四	付月日	提出月日
	五二四		五八、三四四	付委員会	参議院
(予)	五四四	(予)	五八、三四四	議委員決会	
		可	五八、三三一	議本会議	
		決	五八、三三一	決	
		可	五八、三三一	付委員会	
		決	五八、三三一	議委員決会	
五八、五二四				議本会議	
総統審査				決	
		可	五八、三四四	付委員会	
		決	五八、三四四	議委員決会	
				議本会議	
				決	
				備考	

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第五号）（衆議院提出）

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

1　国会議員の歳費月額について、なお当分の間、八十八万円に据え置くこととする。

五八、三、二四
三、一四
三、三一 參可決
提出
衆・議院運營委員長

3 本案は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案について御報告申し上げます。

国会議員の歳費月額は、昨年三月の法改正により、本年三月まで八十八万円に据え置く措置が講ぜられたのであります。が、本法律案は、これを、なお当分の間、八十八万円

に据え置くこととともに、政務次官、内閣官房副長官及び総理府総務副長官のうち国會議員から任命されたものの俸給月額についても、同様の措置を講じようとするものであります。

委員会におきまして審査の結果、本法律案は
ものと全会一致をもって決定いたしました。
以上御報告申し上げます。

○公職選挙法改正に関する特別委員会

			番号
10		件	
国會議員の選挙等の執行経費の基準に 関する法律の一部を改正する法律案に		名	
		提出	
五八、二、一		月日提出	
受 五八、三、領 三	五八、(予)	送付又は(衆)へ 月日	本院に受領
五八、二、一	可 五八、三、七	付委員会	参議院
可 五八、三、八	決	議委員会	
査定特委	改正調査公職選挙	付委員会	衆議院
可 五八、二、三	決	議委員会	
可 五八、三、三	決	議本會議	
		備考	